

2026 年 8 月 25 日

株式会社日本政策金融公庫

**令和 8 年熊本地震に伴う災害により被害を受けた
中小企業・小規模事業者等を対象とする特別措置について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、8 月 25 日付で、令和 8 年熊本地震に伴う災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする特別措置の取扱いを開始しました。

今般の特別措置は、特に著しい被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等を対象として、既に取り扱いを開始している「災害復旧貸付」の利率引下げ措置を講じるものです。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【特別措置の内容】

対象者	令和 8 年熊本地震に伴う災害により被害を受けた <u>熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等</u> であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当の機関から受けた方
具体的な措置内容	① 利率 融資後 3 年間、「災害復旧貸付」の利率を 0.9% 引下げ ② 利率引下げ適用の限度額 1,000 万円（中小企業団体にあっては 3,000 万円）

なお、今般の特別措置開始にあたり、国の教育ローン（教育貸付）についても、災害特例措置（貸付利率の引下げ）を追加実施します。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

<参考：「災害復旧貸付」の内容>

		国民生活事業（小規模事業者向け）	中小企業事業（中小企業者向け）
融 資 限 度 額		3,000 万円（※1）	1 億 5,000 万円（別枠）
利 率		基準利率	
融資期間	運転資金	10 年以内（3 年以内）（※2）	
（うち据置期間）	設備資金	20 年以内（3 年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。